

回答書

諫早中央浄化センター外8箇所維持管理業務委託の公募型プロポーザルに係る質疑に関して、以下のとおり回答します。

番号	質問内容	回答
1	<p>以下の書類の提出方法についてご教示ください。</p> <p>ア. 企画提案書提出届（1部） イ. 企画提案書（正本1部、副本7部） ウ. 提案見積書（1部） エ. 提案見積内訳書（1部） オ. 協力企業名簿（1部）</p> <p>上記書類は、ア～オまでをフラットファイル等でひとまとめにしてご提出すればよろしいでしょうか。</p> <p>それとも、各書類を個別に分けてご提出する形が望ましいでしょうか。</p>	<p>ア～オまでをひとまとめにして提出してください。</p> <p>ただし、イの副本に関しては個別に分けて提出してください。</p>
2	<p>協力企業名簿の作成にあたり、要求水準書の別表1に記載された業務に係る企業を対象とする方針で差し支えないでしょうか。</p> <p>もし上記の方針と異なる場合は、協力企業として名簿に記載すべき企業の範囲や選定基準について、具体的な方針をご教示願います。</p>	お見込みのとおりです。
3	<p>日常水質分析に関して、「計測が必要な項目および頻度は別表2－1～2－5を参照のこと」と記載されていますが、本委託業務は性能発注方式であるため、計測項目および頻度については、別表2－1～2－5を参考としつつ、受注者が自ら決定することが可能である、という理解でよろしいでしょうか。</p>	要求水準書記載のとおり発注者と受注者協議の上、頻度及び項目の変更を可能としています。

4	<p>「1 件あたり 200 万円を超える修繕については、甲と協議し承諾を得ること」との記載がありますが、この「200 万円」という金額は、税込み金額としての認識でよろしいでしょうか。それとも、税別金額として解釈すべきものかご教示ください。</p>	<p>200 万円（税込み）としています。</p>
5	<p>計画的な修繕業務については、1 件当たりの上限金額は原則 200 万円と認識しておりますが、突発的に発生する修繕（故障や不具合対応）の業務についても同様の上限設定がございますか。</p> <p>また、要求水準書の別表 1において「機器修繕業務：年間 47,954,000 円（税抜き）を予定」との記載がございますが、当該金額には計画的修繕および突発的修繕の両方が含まれているものか、併せてご教示ください。</p>	<p>計画的・突発的修繕業務それぞれにおいて上限金額はありません。</p> <p>年間 47,954,000 円（税抜き）には計画的修繕および突発的修繕の両方の金額が含まれています。</p>
6	<p>立案すべき修繕計画書につきましては、令和 7 年度までに貴市が定期修繕を実施された機器を対象とする認識で相違ございませんか。</p> <p>認識に誤りがございましたらご教示ください。</p>	<p>受注者が施設を維持管理する上で、必要と判断した機器を対象としてください。</p>

7	<p>受注者の判断により、電力の容量市場へ参加することは可能でしょうか。</p> <p>容量市場に参加した場合、使用電力量の削減とともに、自家用発電機の稼働による燃料使用量の増加が見込まれます。このような運用変更に伴う費用の変動については、要求水準書8ページ目の「⑧清算」の項目に記載されている「調達にかかる費用の累計過不足」の算定対象に含まれるものと理解してよろしいでしょうか。</p>	<p>現時点において、施設機能が容量市場への参加を想定したものではないため、不可能と回答させていただきます。</p> <p>また自家用発電機は、非常時ののみの使用を想定しています。</p>
8	<p>小長井浄化センターへの流入水につきましては、BOD および SS の値が、要求水準書で示された基準値を超過する事例が複数回にわたり確認されております。このような状況においても、要求水準書の規定に基づき、受注者は性能未達に関する責任を負わないものと理解してよろしいですか。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>
9	<p>放流水質の遵守基準および目標基準に関する評価につきましては、貴市が実施される法定水質試験の結果をもって判断されるものと理解しておりますが、この認識で差し支えありませんか。</p>	<p>下水道課が別途発注する業務の法定水質試験結果および受注者の実施する環境計測業務の水質試験結果をもって判断します。</p>

10	<p>貴市ホームページで公開されている小長井浄化センターの処理水質（令和6年実績）では、放流水のSS平均値は「3mg/L」となっています。本委託業務において同値を目標基準とすることは、処理設備の性能や季節変動等を踏まえると、安定的な維持が難しい局面も想定されると懸念しています。目標値の設定について、再検討の余地があるかご確認させていただきたく存じます。</p>	<p>過去の法定水質試験結果をもとに目標値を設定しています。そのため目標基準の変更は検討していません。 ただし、流入水質の大幅な変化や修繕不可能な重要機器故障といった状況においては、その限りではありません。</p>
11	<p>ケーキ含水率の遵守基準として「年平均83%以下」と記載されていますが、この「年平均」の算出方法につきまして、具体的にどの値を採用するのかご教示ください。</p>	<p>受注者の行う環境計測業務の試験結果をもって判断します。</p>
12	<p>ケーキ含水率の遵守基準は「83%以下」とされており、令和9年度以降は「80%未満」を目標基準とする旨の記載があります。つきましては、令和9年度以降に目標基準が新たに設けられるご意図についてご教示願います。</p>	<p>令和8年度中にし尿および浄化槽汚泥の受入が開始され、最初沈殿池の運用を再開する予定としています。生活汚泥が入ることによる含水率の減少が見込まれるため、令和9年度以降は新たに目標基準を設けています。 最初沈殿池を運用しない場合は、別途協議のうえ対応します。</p>
13	<p>ケーキ含水率の目標基準は、要求水準書14ページの「4. 放流水質、発生汚泥性状遵守基準（1）放流水質」に示された「目標基準は年間達成率を50%以上とする」という記述と、同等の意味を持つ目標基準と考えてよろしいですか。</p>	<p>目標基準の年間達成率は、放流水質のみに設けています。 ただし、受注者は仕様書第31条記載のとおり下水汚泥の減量化に努めることを優先して下さい。</p>

14	<p>要求水準書 18 ページ目の表 2 には R8 年度以降の流入水量が示されています。この表 2 の値は、南諫早産業団地に建設中の京セラ新工場による流入水量増加分は勘案されているのでしょうか。</p> <p>また、流入水量が表 2 の値を超過した場合、仕様書第 58 条に基づき、委託料変更の対象となるとの認識で相違ございませんか。</p>	<p>流入水量の見込みは、新倉屋敷クリーンセンター廃止にかかる水量の減少、京セラ新工場からの排水及び長野町にて行われている開発の排水による水量の増加等を考慮して算出しています。</p> <p>また後述の質問に関しては、お見込みのとおりです。</p>
15	<p>履行保証につきましては、諫早市契約事務規則(契約保証金の納付の免除)第 29 条(3) 過去 2 年の間に国(公社、公団を含む。)又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときと記載がありますが、今回の契約はこの対象となるのかご教示ください。</p>	<p>今回の契約は対象となります。</p> <p>受注者の実績を考慮し、履行保証等の提出を免除とする場合もあります。</p>
16	<p>表中の負担区分「(17) 産業廃棄物処分費・一般廃棄物処分費」の発注者負担分について、「処理場における脱水ケーキ及び沈砂運搬処分費」と記載されております。</p> <p>ここでは記載がございませんが、「しづら運搬処分費」につきましても、発注者負担としての認識で相違ないかご教示願います。</p>	<p>しづらに関しては、業務上発生する廃棄物として受注者が処分する形としています。</p>

17	<p>仕様書第 58 条第 1 項(2)に「実際の流入量が 10%を超えて増減した場合」は委託料が変更対象となる旨の記載があります。</p> <p>つきましては、流入量が 10%を超えて変動した場合の委託料算定方法（算出式）をご教示ください。</p> <p>また、委託料の変更対象となる費目（次亜塩素酸ナトリウム、高分子凝集剤、電気代等々）につきましてもご教示願います。</p>	<p>変更対象となる費目は、流入水量をもとに算出した電力量及び薬品使用量を対象とします。</p> <p>算定式</p> $\text{金額} = \text{単価} \times \text{流入水量} (\text{該当年度}) \times \frac{\text{R6 年度実績使用量}}{\text{R6 年度実績流入水量}}$
18	<p>仕様書第 58 条第 1 項(2)によれば、委託料変更の対象は「実際の流入量が 10%を超えた場合」とされており、流入水質負荷の変動は対象外とされています。一方、要求水準書 2 ページには「現在、し尿受入棟及び付帯設備を建設中（令和 8 年度中供用開始予定）」との記載があり、し尿の受け入れに伴う流入水質負荷の増加が見込まれます。</p> <p>つきましては、当該増加が諫早中央浄化センターの処理能力を超過することはないか、念のためご確認いただけますでしょうか。</p> <p>また、流入水質負荷の増加に伴い、工業薬品や電力等の使用量が増加する可能性がございますが、これらの増加分に対する委託料の変更については、どのように取り扱われるかご教示ください。</p>	<p>計算上、諫早中央浄化センターの処理能力を超過することはないと判断しています。</p> <p>また要求水準書記載の電力量及び薬品使用量は、流入水質負荷の増加を見込んだ値を採用しています。そのため現時点においては、変更の対象として取り扱う予定はありません。</p> <p>ただし大幅な負荷の増減があった場合は、委託料変更の協議の対象とします。</p> <p>メタノールの使用に関しては、必要となった場合に発注者と受注者協議のうえ判断することとします。</p>

19	<p>仕様書第 58 条第 2 項甲または乙が、本業務の内容等の変更を求める場合は、その相手方に対して、変更を要する根拠を記載した書面を相手方に提出しなければならないとの記載があります。</p> <p>5 年間の電気予定使用量に関しては、平均流入量が大幅に増減しない限り、受託者側の裁量により設計上必要となる電気量を貯えると想定しますが、電気基本料金の増減につきましては受託者側での対応が困難です。つきましては、基本料金単価等が変更となった場合、契約金額の変更対象となるのかご教示願います。</p> <p>契約の変更が認められる場合、下記の事項をご教示願います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設計時点における電気基本料金単価、電力料金単価、燃料調整費、再エネ賦課金（以下「基本料金単価等」）。 ・ 契約金額変更に関する基準。 ・ 変更契約の手続き期間。（年度ごとまたは履行期間終了時等） 	<p>基本的に変更の対象とはしておりません。</p> <p>ただし、大幅な増減があった場合は、要求水準別表 4 記載のとおり委託料変更の協議の対象とします。</p>
20	<p>仕様書 34 ページの「別紙」に記載されている各種数量が、現状と相違があるようです。</p> <p>つきましては、植栽剪定業務に関しましては、現状の数量を基に業務を遂行するという認識で差し支えないかご教示願います。</p>	<p>現状に合わせた形で業務を履行していただきます。</p> <p>し尿受入棟建設工事や市発注の工事における植栽の変更があった場合も含みます。</p> <p>また、契約時点における状況に合わせて仕様書を変更します。</p>

21	<p>仕様書 40~47 ページには自家用電気工作物に関する保安管理業務の仕様が示され、その対象として 9 つの施設が挙げられています。</p> <p>その対象施設の 1 つである諫早中央浄化センターにつきましては、可搬型非常用発電機（60kVA×2 台）について記載されており、この発電機は、場外の 2 箇所のマンホールポンプ場において使用することを想定しています。</p> <p>発電機出力が 10kW を超える場合は、仮設や短期使用であっても、可搬型非常用発電機を接続して使用するマンホールポンプ場は、自家用電気工作物としての取扱いが必要となり、保安管理業務（主任技術者の選任、保安規定の作成、定期点検等）が発生すると認識しております。この認識に誤りがございましたらご教示ください。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p> <p>また設置する想定のマンホールポンプ場は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・天満マンホールポンプ場 住所：諫早市天満町 1 0 ・木床マンホールポンプ場 住所：諫早市多良見町木床 2 0 0 1 地先です。 <p>上記の施設に関する保安管理業務は、本業務に含むものとします。マンホールポンプ場の維持管理業務は、本業務に含みません。</p>
----	--	--